

後援等に関するガイドライン

公益財団法人 いわき市国際交流協会

いわき市国際交流協会は、多文化共生社会づくりをめざした国際交流・協力活動に関する各事業の後援名義使用に係る申請を受け付けています。

1 後援等の基準

いわき市の区域内で開催され、多文化共生社会づくりをめざした国際交流・協力活動の推進に寄与する事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、後援できません。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- ・営利又は商業宣伝に関する内容を含むもの。
- ・政治的又は宗教的中立性が確保されないおそれがあるもの。
- ・特定の地域又は住民に対象が限定されるもの。
- ・危険防止、騒音等の公害防止及び保健衛生に関する措置が不十分であるもの。
- ・主催者の組織、構成員、履歴、活動内容、資金源等において、後援又は共催を行うことが適当でない事情があると認められるもの。

2 手続きについて

所定の「後援・共催等申請書」に必要な書類を添付して、事業実施日の1ヶ月前までに提出してください。

3 必要書類

- ・規約、役員名簿等主催者の概要、活動目的及び活動状況
- ・開催要項、開催計画書等の事業内容
- ・収支予算書（入場料等が有料の場合）
- ・同一内容の事業を事前に開催している場合においては、前回の実施状況
- ・共催の申請にあっては、他の共催者と本協会の事務分担等